

主任（監理）技術者、現場代理人及び営業所の専任技術者の兼務について

〔主任（監理）技術者及び現場代理人の兼務について〕

			非専任〔請負金額4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）〕		専任〔請負金額4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）〕	
			主任（監理） 技術者	現場代理人	主任（監理） 技術者	現場代理人
同一工事	主任（監理）技術者			○		○
	現場代理人			○		○
別工事	非専任〔請負金額4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）〕	主任（監理）技術者	○	○	×	×
		現場代理人	○	○（注）	×	×
	専任〔請負金額4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）〕	主任（監理）技術者	×	×	×	×
		現場代理人	×	×	×	×

（注）本市発注工事に限り、監督員と常に連絡がとれることが可能で、工事現場に速やかに向かう等の対応がとれる場合、2件まで兼務可能です。

〔営業所の専任技術者の兼務について〕

	主任（監理）技術者		現場代理人
	非専任[請負金額 4,500 万円未満（建築一式工事は 9,000 万円未満）]	専任[請負金額 4,500 万円以上（建築一式工事は 9,000 万円以上）]	
営業所の専任技術者	○ ※	×	×

※~~4,500~~万円未満（建築一式工事は~~9,000~~万円未満）の1工事に限り兼務できるものとします。